



# 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

令和8年3月24日  
消費者庁地方協力課



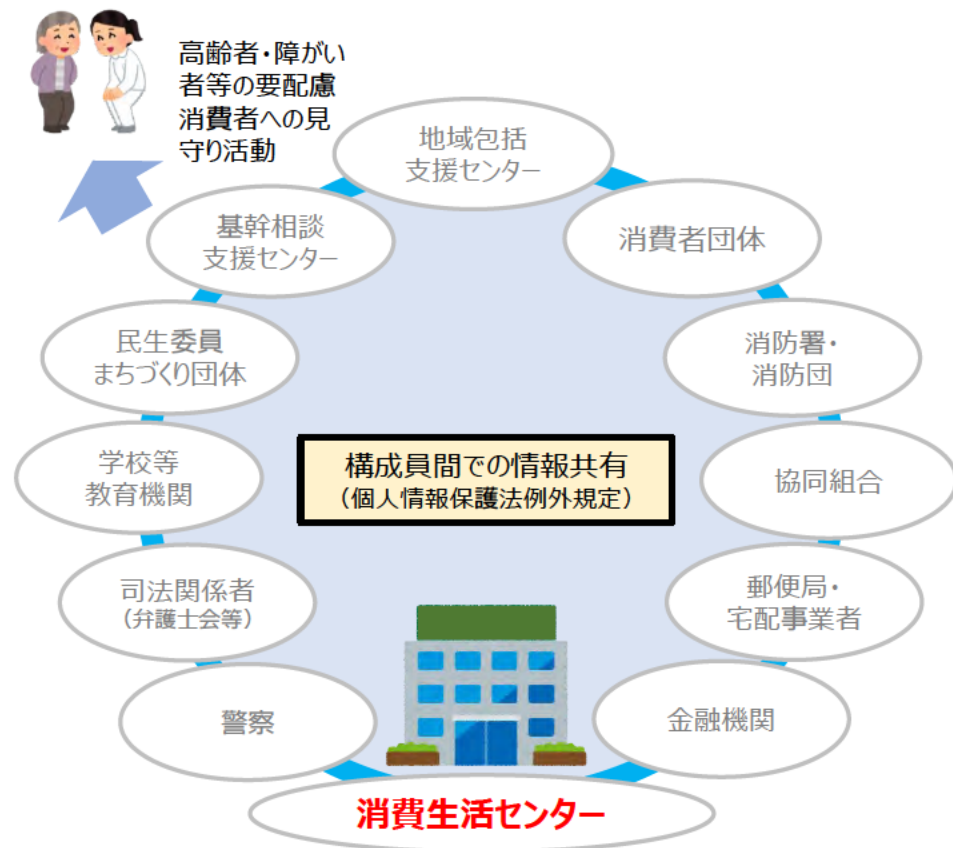
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

# 高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者に対する地域における見守り活動

高齢化、独居化の更なる進展等に伴い、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけではなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。

地域における見守りネットワーク  
(消費者安全確保地域協議会)

3つの主な機能



## 1. 消費者に**情報を届け**、**注意を呼びかける**

ex. 民生委員による地域の訪問時、自治会・町内会の集会、介護サービス利用時・検診時に一言  
出前講座の実施、消費者教育の実施

## 2. それぞれの活動の中で、消費者の**異変に気づき**、

ex. 介護ヘルパー・保健師の訪問時、民生委員の訪問時・・・  
ATMでの出金時、コンビニでの支払時、宅配時・・・

## 3. 異変に気づいた場合は、専門相談窓口 (消費生活センター) **につなぐ**

・協議会の構成員間では、消費者の安全確保のために**必要な情報を共有可**(個人情報保護法の例外規定)  
⇒見守りリストを作成して効果的な見守り活動も可能

※更に、福祉等の他分野と有機的に連携することで、消費者被害の発見を契機とした、生活保護・成年後見・障がい者支援等の福祉的な手当て等へつながることも期待される。

⇒ 消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決へ

# 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体一覧

都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市、奥尻町、幕別町
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市、今別町、横浜町、蓬田村
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市、米沢市、飯豊町、東根市、金山町
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町、会津若松市、富岡町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市、那須塩原市、矢板市、小山市、壬生町、佐野市、大田原市、那珂川町、那須烏山市、上三川町、塩谷町、市貝町
群馬県	群馬県、渋川市、館林市、邑楽町
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀨町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市、三郷市、久喜市、滑川町、朝霞市、深谷市
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市、大田区、八王子市、立川市、日野市、町田市、府中市、狛江市、武蔵野市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市、十日町市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市、身延町、都留市
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛騨市、瑞浪市、可児市、多治見市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市、伊東市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋市、岡崎市、知立市、みよし市、稲沢市、清須市、大府市、小牧市、碧南市、東浦町、あま市、常滑市、弥富市、津島市、愛西市、蟹江町、美浜町
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市、米原市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市、精華町、京都市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、貝塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市、柏原市

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、丹波篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市、生駒市、香芝市、葛城市、御所市、天理市
和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町、紀美野町、那智勝浦町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町、鳥取市、境港市、米子市、琴浦町、大山町、若桜町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隠岐の島町、奥出雲町、益田市、知夫村、津和野町、邑南町、川本町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市、熊野町、東広島市、坂町
山口県	山口県、下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、普通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市、四国中央市、内子町
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町、大野城市、福智町、宮若市、福岡市、古賀市
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市、神埼市、玄海町、鹿島市、太良町、武雄市、みやき町、佐賀市
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、壱岐市、波佐見町、佐世保市、佐々町、時津町、新上五島町、小値賀町、西海市、諫早市
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、九重町、大分市、中津市、津久見市
宮崎県	宮崎県、宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町、南さつま市、中種子町、南九州市
沖縄県	沖縄県、粟国村、宜野湾市

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
全て	573	1788
うち都道府県	30	47
うち5万人以上	238	517
うち5万人未満	305	1224

※地方公共団体から2026年2月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会（広域連携による設置を含む。）

# 消費者安全確保地域協議会の設置状況・活動状況

消費者庁では、令和6年7月1日時点で消費者安全確保地域協議会を設置している505自治体（都道府県を含む）を対象に活動状況調査を行った。基礎自治体（市区町村）の回答数は合計で360自治体となり、回答率は約75.5%（母数477）となった。

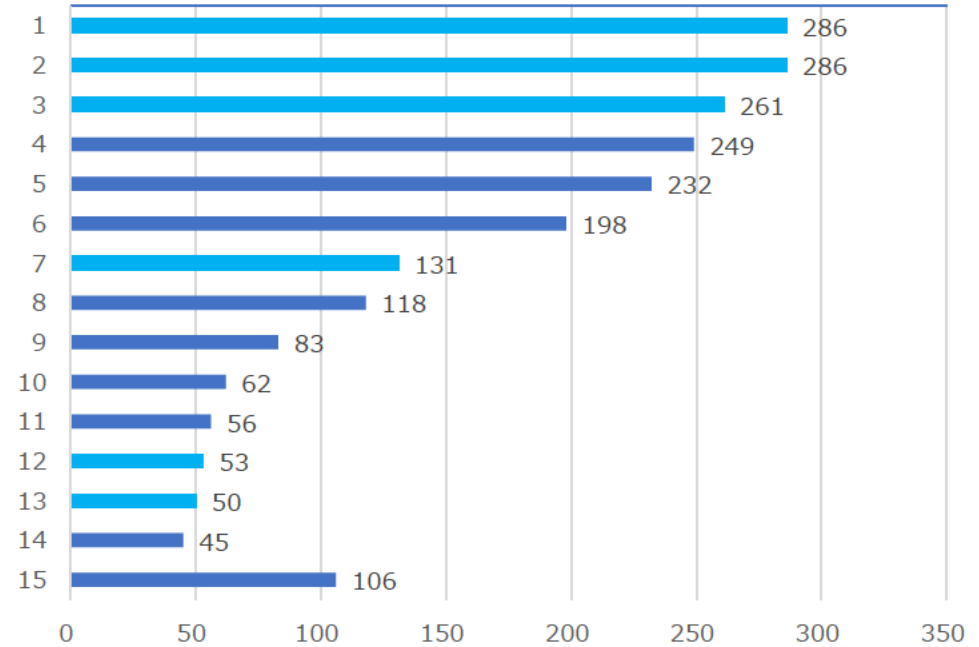
※都道府県での設置は合計28となるが、本調査では基礎自治体を主な対象として分析を行った。

## ■ 消費者安全確保地域協議会の構成員分布

高齢者福祉課など庁内他部局（約79.4%）、社会福祉協議会（約79.4%）、地域包括支援センター（約72.5%）といった福祉の中核的組織を構成員とする地域協議会が多く、警察も約69.2%と多い。また、民間企業を構成員とする自治体も1/3存在する。

構成員（複数回答 n=360）

	構成員	自治体数	構成比
1	事務局以外の庁内他部局（福祉課、商工課等）	286	79.4%
2	社会福祉協議会	286	79.4%
3	地域包括支援センター	261	72.5%
4	警察	249	69.2%
5	消費生活センター	232	64.4%
6	消費生活協力員（民生委員、見守りサポーター等）	198	55.0%
7	介護関係者（居宅介護事業所、ヘルパー等）	131	36.4%
8	その他民間企業（宅配、コンビニ、生協、銀行等）	118	32.8%
9	司法関係者（弁護士会、司法書士会等）	83	23.1%
10	消防署、消防団	62	17.2%
11	消費者団体	56	15.6%
12	保健所	53	14.7%
13	基幹相談支援センター	50	13.9%
14	学校等の教育機関	45	12.5%
15	その他	106	29.4%
	合計	360	100.0%



代表的な「その他」回答（記述回答）：老人クラブ連合会、商工会議所、防犯協会、自治会連絡協議会、障害者団体連合会、青少年育成連絡協議会、地区保護司会、地区更生保護婦人会、PTA協議会、防災士会、医師会、歯科医師会、薬剤師会

# 第21回全国消費者見守りネットワーク連絡協議会について

- 本協議会は、地域で日々消費者の見守り活動に取り組む官民関係者の連携強化を目的として例年開催。
- 今年度新たに5団体の参画を得、見守りネットワークの全国的な組織として、見守り活動の活性化に向けた情報・意見交換を実施。見守り対象者との信頼関係・信頼できる仕組みづくりの重要性などを確認。

## 第21回全国消費者見守りネットワーク連絡協議会 開催概要

日時	令和7年10月14日（火）14時～16時	参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 連絡協議会構成団体 福祉関係者・民間事業者等、53分野の団体 ※今年度新規参加：5団体 全国防犯協会連合会、全国消費者協会連合会、 全日本冠婚葬祭互助協会、日本証券業協会、日本郵政</li><li>・ 都道府県関係者</li><li>・ 関係省庁等 内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、 経済産業省、国土交通省、国民生活センター</li></ul>
場所	中央合同庁舎第4号館共用220会議室 ×オンライン会議によるハイブリッド		
主な議題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者庁報告</li><li>・ 構成団体の取組事例発表 (生命保険協会・日本介護支援専門員協会)</li><li>・ 質疑応答・意見交換</li></ul>		

## 連絡協議会 現地会場の様子



会議冒頭では今井大臣政務官からビデオメッセージの形で挨拶

## 申合せ（抜粋）

各構成員は、傘下の団体や地方公共団体にも働きかけ、積極的に地域協議会に参画する。

- 1 連携** 各構成員は多様な主体と緊密に連携して、配慮を要する消費者を見守り、消費者被害の未然防止と迅速な被害回復に取り組む。
- 2 発信** 各構成員は配慮を要する消費者トラブルの未然防止のため、積極的な情報発信を行う。
- 3 参画** 各構成員は消費生活センターへの情報提供、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する。
- 4 検証** 各構成員は地域協議会の設置やその活動の促進が図られるよう活動状況を定期的に検証する。

# 消費者安全確保地域協議会における警察との連携について

- 見守り活動の活性化に向けては、地域の多様な主体の連携が必要であるところ、**消費者と接する機会も多く、かつ、消費者被害に関し、手口や類型等の情報を有する警察の構成員としての参画は重要。**
- 地域の消費者行政と警察との連携深化のため、令和7年12月、**警察庁・消費者庁で通達・通知を发出。**



警察庁  
National Police Agency

## 消費者安全確保地域協議会との連携について（通達）

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長 殿  
（参考送付先）  
庁内各課部長  
各所属機関の長

原簿発行期間	3年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
有効期間	→1年（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

消費者庁生活保護課1197号、丁生保発第194号  
令和7年4月11日  
警察庁生活安全衛生部生活経済対策課長  
消費者庁生活安全衛生部長金企直貴

### 消費者安全確保地域協議会との連携について（通達）

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第41条の3第1項により、国及び地方公共団体の関係機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織できるとされている。警察においては、これまで、地方公共団体が設置した協議会と連携し、消費者の財産上の利益侵害防止に努めてきたところであるが、本年3月18日に閣議決定された『第5期消費者基本計画』において、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要がある等があり、協議会の活性化や見守り活動の充実を地域の実情に応じて促進するとされたことから、下記の点に留意の上、引き続き事務処理上連携のないようにしたい。また、本件については、消費者庁と協議済みであり、同庁から令和7年12月11日付けで別添1の関係通知「消費者安全確保地域協議会における警察との連携について」（消地協第300号）が发出されていることから換務の参考とされたい。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

## 消費者安全確保地域協議会における警察との連携について（通知）

消地協第 300 号  
令和7年12月11日

各都道府県消費者行政主管課長 殿

消費者庁地方協力課長

### 消費者安全確保地域協議会における警察との連携について（通知）

平素から消費者行政の推進に多大な御尽力をいたいただき、厚くお礼申し上げます。

本年3月18日に閣議決定された『第5期消費者基本計画』においては、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要があることから、地域において日常的に消費者と接する機会のある多様な主体が連携して、消費者へ多岐にわたる情報提供を行うことや被害を発見した場合は消費生活センター等へ取り次ぎなど、見守り活動の活性化等に取り組んでいくこととしています。そのためには、消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」という。）を形成し、多様な主体の参画を促すことが必要であります。個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、消費者と接する機会も多く、かつ消費者被害に関し、手口や類型等の情報を有する警察が協議会の構成員として参画することは、被害の未然防止・拡大防止、救済のために極めて重要と考えられます。

## 警察庁から各都道府県警への通達内容

- ✓ **各地の警察本部及び警察署が消費者安全確保地域協議会の構成員として参加**することを検討すること
- ✓ **巡回連絡等の通常活動における機会を利用して**消費生活センターから提供を受けた資料の配付など協議会の見守り活動への協力に努めること、
- ✓ **警察で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、消費者被害の防止に資すると考えられる情報を積極的に協議会に提供**すること等

## 消費者庁から都道府県消費者行政部局への通知内容

- ✓ **協議会への警察署等の参画が進展するよう、警察本部との連携強化に努めていただきたいこと**
- ✓ **管内市区町村の消費者行政担当部局に対して、所在する警察署等に協議会への参加や協力を働きかけていただきたいこと**

今回の両庁の通知及び通達を契機に  
自治体における消費者行政部局と警察の連携強化、

**地域の見守り活動の活性化に繋がることを期待**

# 地方消費者行政強化交付金について

令和8年度当初予算案：15.0億円  
令和7年度補正予算：17.6億円

- 衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
  - (2) 「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、
  - (3) 相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、
  - (4) 広域連携による効率的な相談体制の構築、  
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

## 新たな枠組み

## 支援メニュー

推進事業  
(定額)

新たな支援の枠組み

### 地方消費者行政機能維持事業

- ① 相談機能維持・未然防止強化型
- ② 広域連携推進型
- ③ 地方消費者行政推進型

### 地方消費者行政機能強化事業

- ④ 相談・見守り連携強化型 (先行実施)
- ④ 相談・見守り連携強化型
- ⑤ 広域連携強化型
- ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型
- ⑧ 重点課題対応型

強化事業  
(1/2)

### ① 相談機能維持・未然防止強化型 (補助率：定額)

- ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）消費生活センター等の運営を継続できるよう支援（定額）

### ② 広域連携推進型 (令和11年度まで定額、その後原則2/3※)

- ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援（令和16年度までの間の措置）  
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定

### ③ 地方消費者行政推進型 (定額)

- ✓ 従前の推進事業（活用期間の特例により令和9年度まで継続）

### ④ 相談・見守り連携強化型 (原則1/2)

- ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援

### ⑤ 広域連携強化型 (原則2/3)

- ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援

### ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型 (原則1/2)

- ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
- ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援

### ⑧ 重点課題対応型 (原則1/2)

- ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援

令和7年度 (2025) 令和8年度 (2026) 令和9年度 (2027) 令和10年度 (2028) 令和11年度 (2029) 令和12年度 (2030)

消費者基本計画 (令和7～11年度)

# ④相談・見守り連携強化型

補助率：原則1/2

- 独居高齢者、認知症高齢者は、「被害に遭ってること自体に気づいてない」、「被害に遭っても一人で抱え込んでしまう」傾向があり、高齢化の加速、単身世帯が今後さらに増加する中、相談を待っているだけでは、被害が埋もれてしまうケースが拡大する恐れ。
- 日常業務等で消費者に接する機会が多い地域の多様な主体が連携し、消費者へのきめ細やかな情報提供、被害の探知、消センへの取次ぎを行い、被害の未然防止や救済機能の強化を図るとともに、類似の被害の拡大防止を図るため、国（消費者庁等）への情報集約を強化する必要。
- このため、新たなPIO-NETシステムの導入により相談業務の効率化・相談員の負担軽減を図りつつ、
  - ① 見守りネットワークの実効性向上のため、相談員が地域に出向いてネットワーク構成員への情報提供等の実施や、消費者トラブルの背後にある様々な課題の解決に向けた消費生活センターと福祉部局等関係機関との連携強化（見守り活動支援等）
  - ② 類似の被害拡大防止に向けて、国の対応の基盤となる消費者トラブル情報のより迅速・詳細な報告（国への迅速かつ詳細な情報通知）を行うために消費生活センターの機能強化に取り組む市町村を支援。
- 令和8、9年度は、先行的に取り組む自治体を支援。

